

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

法務大臣 杉浦 正健
厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

別添 2

○ 介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（地域支援事業）

第百十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）
 - 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
 - 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために総合的な支援を行う事業
 - 四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
 - 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- 2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
 - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
 - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業
- 3 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。
- 4 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。
- 5 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（地域包括支援センター）

第百十五条の三十九 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げ

る事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

- 2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。
- 3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。
- 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。
- 5 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読み替えは、政令で定める。
- 7 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（実施の委託）

第百十五条の四十 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行わなければならない。
- 3 前条第五項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。
- 4 市町村は、第百十五条の三十八第一項第一号及び第二項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

		第 号
高齢者虐待事案通報票		
年　月　日		
○○市(町、村)長　殿		
警察署長　印		
次のとおり高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、通報します。		
発見年月日	年　月　日	
発見の経緯		
高 齢 者	(ふりがな) 氏　名	<input type="checkbox"/> 男　・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年　月　日生(　歳)
	住　所	
	電　話	(　　)　—　番
	職　業　等	
養 護 者	(ふりがな) 氏　名	<input type="checkbox"/> 男　・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年　月　日生(　歳)
	住　所	<input type="checkbox"/> 高齢者と同じ <input type="checkbox"/> その他(　　)
	電　話	(　　)　—　番
	職　業　等	
等	高齢者との 関　係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族(　　) <input type="checkbox"/> その他(　　)
	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
虐待の状況		
参考事項		
担当者・連絡先	警察署　課	
	電話(　　)　—　番	内線

高齢者虐待事案通報票記載に当たっての留意事項

1 「発見年月日」欄

高齢者虐待事案を認知した日を記載すること。高齢者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、高齢者虐待事案であることが判明した場合については、初回の相談受理日ではなく、高齢者虐待事案ではないかとの認識が警察において生じた日を発見年月日とすること。

2 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合には、「施設関係者からの通報」等と記載するなどにより、通報者氏名は記載しないこととして差し支えない。

3 「高齢者」欄

被害高齢者から聴取できない場合は、親族等から聴取するなどにより記載すること。

4 「養護者等」欄

加害者が養護者に当たるかどうか判明しない場合や加害者が養護者に当たらない親族である場合についても、「養護者等」欄に記載すること。

配偶者には、事実上の婚姻関係にある場合を含む。同棲相手や交際相手は、配偶者には含まないので、これらが加害者である場合には、「□その他（ ）」にチェックし、（ ）内に「同棲相手」「交際相手」と記載すること。

養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第2条第5項第1号及び同項第2号）の場合は、「□その他（ ）」にチェックし、（ ）内には「介護職員」「看護師」「ホームヘルパー」等簡潔に記載し、加害者の所属する施設や派遣元事業者等の名称等については「虐待の内容」欄の記載内容の中に盛り込むこととすること。

5 「行為類型」欄

複数選択が可能であり、該当するものすべてにチェックすること。なお、「身体的虐待」とは法第2条第4項第1号イに該当する行為、「養護の著しい怠り」とは同号ロに該当する行為、「心理的虐待」とは同号ハに該当する行為、「性的虐待」とは同号ニに該当する行為、「経済的虐待」とは同項第2号に該当する行為をいう。

6 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を添付することとしても差し支えない。

7 「参考事項」欄

被害高齢者の言動、警察において講じた措置等市町村において高齢者虐待事案として対処する際に参考となると思われるような事項があれば、記載すること。

8 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、市町村への通報の窓口となる生活安全部門の担当者について記載すること。

		第 号	
高齢者虐待事案に係る援助依頼書			
年 月 日			
○ ○ 警察署長 殿		○ ○ 市(町、村)長 印	
<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。</p>			
依 頼 事 項	日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
	場 所		
援 助 方 法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他()		
高 齢 者	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日	生(歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()	
	電 話	()	— 番
	職 業 等		
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日	生(歳)
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()	
	電 話	()	— 番
	職 業 等		
虐 待 の 状 況	高齢者との 関 係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族() <input type="checkbox"/> その他()	
	行 為 類 型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐 待 の 内 容		
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担 当 者 ・ 連 絡 先	所属・役職		氏名
	電話 ()	—	番 内線
	携帯電話	—	番

<第三種郵便物認可>

内縁の夫暴力→都内の70代女性保護

内縁の夫から暴力を受けていた東京都に住む七十代の女性について、警視庁が「一日施行の『高齢者虐待防止法』に基づき、自治体に通報、女性が保護されていた」とが六日、分かった。同法に基づく通報は、警視庁では初のケースという。

被害者も介護者をかばか、自治体に家庭への立て表文化しにくかった入り調査や家族の許可調査では、心理的な虐待高齢者虐待。家庭や施設なしに高齢者を保護するが身体的なものを上回で介護を受けている六十権限を認めた。

同法では、殴る、けるからだ。ために制定されたのが、「身体への虐待」のほか、「高齢者虐待防止法」か、無視するといった「心理的な虐待」、年金の無断使用といった「経済的虐待」や「介護放棄の意識がない」とが多い。されながら、虐待に気が付いた人に市区町村へ通報を義務づけたほど。

運用面の課題も

問題点が浮き彫りになるだろう」と期待する。調査では、加害者の半数以上が介護の協力者がおり、厚生労働省では「自おらず、介護疲れから虐待に及んでいた。このため、同法では、単に加害者側を責めるのではなく、自治体が指導や助言を行ったり、介護負担軽減のため、短期受け入れを検討していくほし」としている。

警視庁、自治体が連携

内縁の夫から暴力を受けていた東京都に住む七十代の女性について、警視庁が「一日施行の『高齢者虐待防止法』に基づき、自治体に通報、女性が保護されていた」とが六日、分かった。同法に基づく通報は、警視庁では初のケースという。

同法は、高齢者虐待にい住民は多いとみられ、気付いた人は市区町村に通報することを定めていた。しかし、今回は二〇番通報で虐待情報が寄せられた。自治体の連絡は増えるとみられる。

関係機関による、女性は数年前から七十年代の男性と二人で暮らしている。先を裏方に把握していた。

同法は、高齢者虐待にい住民は多いとみられ、気付いた人は市区町村に通報することを定めていた。しかし、今回は二〇番通報で虐待情報が寄せられた。自治体の連絡は増えるとみられる。

同法は、高齢者虐待にい住民は多いとみられ、気付いた人は市区町村に通報することを定めていた。しかし、今回は二〇番通報で虐待情報が寄せられた。自治体の連絡は増えるとみられる。

同法は、高齢者虐待にい住民は多いとみられ、気付いた人は市区町村に通報することを定めていた。しかし、今回は二〇番通報で虐待情報が寄せられた。自治体の連絡は増えるとみられる。

同法は、高齢者虐待にい住民は多いとみられ、気付いた人は市区町村に通報することを定めていた。しかし、今回は二〇番通報で虐待情報が寄せられた。自治体の連絡は増えるとみられる。

同法は、高齢者虐待にい住民は多いとみられ、気付いた人は市区町村に通報することを定めていた。しかし、今回は二〇番通報で虐待情報が寄せられた。自治体の連絡は増えるとみられる。